

パブリックコメント案	現 行 告 示
<p>建築基準法施行令（昭和二十五政令第二百二十八号）第六十条の第二号の現行に基き、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八に定め、同令第二十二條第一項第三号の現行に基き、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち防火性能関係規定を第九に掲げらる。</p> <p>第一 適用の範囲等</p> <p>壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二十二條に即ち定めることによるほか次に定めることによる。ただし、第三号及び第二号の規定は、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十條の二規定する圖面表示等を、その一に於けること及び第九十條の四第一号の規定により計算した保有水平耐力が同令第三号の規定により計算した必要保有水平耐力以上であることが認められた場合には適用しない。</p> <p>一 四 略</p> <p>第一 コンクリート及び鉄筋の強度</p> <p>一 コンクリート及び鉄筋の設計基準強度は、これを構造耐力上主要な部分に使用する場合には、二平方センチメートルにつき五十キログラム以上としなければならない。ただし、軸組構造に使用する場合は、この構造耐力上主要な部分に認められるものは、九センチメートル以上とするものがある。</p> <p>二 鉄筋の強度は、令第七十四條第一項第二号を除く。）及び昭和五十六</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五政令第二百二十八号）第六十条の第二号の現行に基き、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八に定め、同令第二十二條第一項第三号の現行に基き、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち防火性能関係規定を第九に掲げらる。</p> <p>第一 適用の範囲等</p> <p>壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二十二條に即ち定めることによるほか次に定めることによる。ただし、第三号及び第二号の規定は、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十條の二規定する圖面表示等を、その一に於けること及び第九十條の四第二号の規定により計算した保有水平耐力が同令第三号の規定により計算した必要保有水平耐力以上であることが認められた場合には適用しない。</p> <p>一 四 略</p> <p>第一 コンクリート及び鉄筋の強度</p> <p>一 コンクリート及び鉄筋の設計基準強度は、これを構造耐力上主要な部分に使用する場合には、二平方センチメートルにつき五十キログラム以上としなければならない。</p> <p>二 鉄筋の強度は、令第七十四條第一項第二号を除く。）及び昭和五十六</p>

全建設重量の第十百 五の規定を適用する

第三 接部使用の構造用鋼材の品質

接部使用の構造用鋼材は 日本規格協会の JIS S 501 (一般構造用圧延鋼材) JIS S 502 (炭素構造用圧延鋼材) JIS S 503 (高張力構造用圧延鋼材) JIS S 504 (建築構造用圧延鋼材) 一九九四に規定するもの又はこれら同等以上の品質を有するものとしてなければならない。

第四・第五 略

第六 耐力壁

一・二 略

表一 略

表一

	階	略
地階	階除く階数及びその建築物の階	略
	階除く階数一から三の建築物の階	略
地階		略

三 次のから五までに該当する場合は、前表一 (壁式) にヤスリ鉄筋の寸法と階の建築物又は建築物の構造部分としての表一) に掲げる数値から五を減じた数値を限度として、から五までのそれぞれ掲げる数値を前表一 (壁式) にヤスリ鉄筋の寸法と階の建築物又は建築物の構造部分としての表一) に兼じた数値とすることができる。

イ 耐力壁の厚さが第五号の表一 (壁式) にヤスリ鉄筋の寸法と階の建築物又は建築物の構造部分としての表一) に掲げる数値を超える場合は、第五号の表一 (壁式) にヤスリ鉄筋の寸法と階の建築物又は

全建設重量の第十百 五の規定を適用する

第三 接部使用の構造用鋼材の品質

接部使用の構造用鋼材は 日本規格協会の JIS S 501 (一般構造用圧延鋼材) JIS S 502 (炭素構造用圧延鋼材) JIS S 503 (高張力構造用圧延鋼材) JIS S 504 (建築構造用圧延鋼材) 一九九四に規定するもの又はこれら同等以上の品質を有するものとしてなければならない。

第四・第五 略

第六 耐力壁

一・二 略

表一 略

表一

	階	略
地階	階除く階数及びその建築物の階	略
	階除く階数一から三の建築物の階	略
地階		略

三 次のから五までに該当する場合は、前表一 (壁式) にヤスリ鉄筋の寸法と階の建築物又は建築物の構造部分としての表一) に掲げる数値から五を減じた数値を限度として、から五までのそれぞれ掲げる数値を前表一 (壁式) にヤスリ鉄筋の寸法と階の建築物又は建築物の構造部分としての表一) に兼じた数値とすることができる。

イ 耐力壁の厚さが第五号の表一 (壁式) にヤスリ鉄筋の寸法と階の建築物又は建築物の構造部分としての表一) に掲げる数値を超える場合は、第五号の表一 (壁式) にヤスリ鉄筋の寸法と階の建築物又は

建築物の構造部分(おとては表一)の敷値と耐力壁の長さの積を兼ねた敷値を、耐力壁の厚さと当該耐力壁の長さの積を兼ねた敷値の和を除いた敷値

ロ・ハ 略

四 壁式しすやス鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の耐力壁の中心線より囲まれた部分の水床投影面積は、 $\frac{1}{2}$ 平米以下としなければならない。ただし、令第11条第2号から第3号までに定める構造計算による構造耐力上安全であることが認められた場合は、この限りでない。

五 耐力壁は、次のからいままに定める構造としなければならない。

イ 耐力壁の厚さは、次の表一(壁式しすやス鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分(おとては表一)に掲げる敷値以上とする。ただし、令第11条第2号から第3号までに定める構造計算による構造耐力上安全であることが認められた場合は、当該計算に基づく敷値(当該敷値が $\frac{1}{2}$ 平米以下未満の場合は、 $\frac{1}{2}$ 平米以下)とする)がきまる。

表一・表一 略

ロ 縦筋及び横筋の鉄筋比(耐力壁の壁面と長さの積(縦筋においては水平断面、横筋においては鉛直断面)におけるコンクリートの断面積に対する鉄筋の断面積の和の割合をいって、以下同じ)は、それぞれ次の表一(壁式しすやス鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分(おとては表一)に掲げる敷値以上とする。ただし、令第11条第2号から第3号までに定める構造計算による構造耐力上安全

建築物の構造部分(おとては表一)の敷値と耐力壁の長さの積を兼ねた敷値を、耐力壁の厚さと当該耐力壁の長さの積を兼ねた敷値の和を除いた敷値

ロ・ハ 略

四 壁式しすやス鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の耐力壁の中心線より囲まれた部分の水床投影面積は、 $\frac{1}{2}$ 平米以下としなければならない。ただし、令第11条第2号から第3号までに定める構造計算による構造耐力上安全であることが認められた場合は、この限りでない。

五 耐力壁は、次のからいままに定める構造としなければならない。

イ 耐力壁の厚さは、次の表一(壁式しすやス鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分(おとては表一)に掲げる敷値以上とする。ただし、令第11条第2号から第3号までに定める構造計算による構造耐力上安全であることが認められた場合は、当該計算に基づく敷値(当該敷値が $\frac{1}{2}$ 平米以下未満の場合は、 $\frac{1}{2}$ 平米以下)とする)がきまる。

表一・表一 略

ロ 縦筋及び横筋の鉄筋比(耐力壁の壁面と長さの積(縦筋においては水平断面、横筋においては鉛直断面)におけるコンクリートの断面積に対する鉄筋の断面積の和の割合をいって、以下第11条第2号に同じ)は、それぞれ次の表一(壁式しすやス鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分(おとては表一)に掲げる敷値以上とする。ただし、令第11条第2号から第3号までに定める構造計算による構造耐力上

であるような権められた場合においては当該計算に基づく数値（当該数値の・一五ノセント（隣式）または鉄筋の入り上りの建築物又は建築物の権部を占めては〇・一ノセント）未満のものは〇・一五ノセント（隣式）または鉄筋の入り上りの建築物又は建築物の権部を占めては〇・一ノセント）となるようである

表一・表一略

八略

第七 壁の権部

壁は次に定める権部としなければならない。ただし隣鉄筋の入り上りの建築物又は建築物の権部の地土部について令第八十 条第一号から第二号までに定める権部計算による権部の上を全あるような権められた場合については第二号の規定を令第八十 条の四第一号の規定による計算した保層水立側が同条第二号の規定による計算した保層水立側以上であるような権められた場合については第二号及び第三号の規定をそれぞれ適用しない。

一四略

第八 接部の権部

接部は次に定める権部としなければならない。ただし令第八十 条第一号から第二号までに定める権部計算による権部の上を全あるような権められた場合においては第二号の規定を適用しない。

一三略

第九 略

上を全あるような権められた場合においては当該計算に基づく数値（当該数値の・一五ノセント（隣式）または鉄筋の入り上りの建築物又は建築物の権部を占めては〇・一ノセント）未満のものは〇・一五ノセント（隣式）または鉄筋の入り上りの建築物又は建築物の権部を占めては〇・一ノセント）となるようである

表一・表一略

八略

第七 壁の権部

壁は次に定める権部としなければならない。ただし隣鉄筋の入り上りの建築物又は建築物の権部の地土部について令第八十 条第一号から第二号までに定める権部計算による権部の上を全あるような権められた場合については第二号の規定を令第八十 条の四第一号の規定による計算した保層水立側が同条第二号の規定による計算した保層水立側以上であるような権められた場合については第二号及び第三号の規定をそれぞれ適用しない。

一四略

第八 接部の権部

接部は次に定める権部としなければならない。ただし令第八十 条第一号から第二号までに定める権部計算による権部の上を全あるような権められた場合においては第二号の規定を適用しない。

一三略

第九 略